

## 扶養年末調整・確定申告の留意点

## 扶養控除額等

区 分		控除額	
基礎控除		380,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者 70歳以上（昭和19年1月1日以前生）	480,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族 16歳以上（平成10年1月1日以前生）	380,000円	
	特定扶養親族 19歳以上23歳未満 （平成3年1月2日から平成7年1月1日生）	630,000円	
	老人扶養親族 （昭和19年1月1日以前生）	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	
	特別の寡婦	350,000円	
寡夫控除		270,000円	
勤労学生控除		270,000円	

障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受けている人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

## 配偶者特別控除額の計算

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円以上 400,000円未満	380,000円
400,000円以上 750,000円未満	380,000円—（合計所得金額—380,000円）
750,000円以上 760,000円未満	30,000円

・配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。

・配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は196万円以上であるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は1,513,334円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。

配偶者特別控除を受けようとする所得者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合（給与所得だけの場合、収入金額が12,315,790円超）には、この控除を受けることはできません。

## 生命保険料の控除額の計算

(新生命保険料、介護保険料又は新個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 $\times 1/2 + 10,000$ 円
40,001円から80,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 $\times 1/4 + 20,000$ 円
80,001円以上	一律に40,000円

(旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 $\times 1/2 + 12,500$ 円
50,001円から100,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 $\times 1/4 + 25,000$ 円
100,001円以上	一律に50,000円

一般の生命保険料、介護保険料及び個人年金保険料の合計額

最高120,000円

## 地震保険料の控除額の計算

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の区分	地震保険料の控除額
①	地震保険料等に該当するもの		その年中に支払った地震保険料の金額の合計額(最高5万円)
②	旧長期損害保険契約に該当するもの	旧長期損害保険料の金額の合計額	その合計額
		10,000円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times 1/2 + 5,000$ 円
		10,000円超 20,000円以下	
20,000円超	15,000円		
③	①と②がある場合	①②それぞれ計算した合計額	その合計額
		50,000円以下	50,000円
		50,000円超	

## 雑所得の計算

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	1,959,999円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 1,513,333円以下	(a) $\times 25\% + 37$ 万5千円